

課税免除の対象となる施設（製造業）

	施 設	対 象
工場と同じ棟	製造及び製造関連施設	
	製造のライン	○
	製造工程の一部である試験検査施設	○
	従業員食堂（厨房を除く）・休憩室・更衣室	○
	製造工程以外の試験検査施設	△
	梱包作業場	△
	出荷作業場	△
	事務室	△
	事務室の従業員用の食堂・休憩室・手洗い	△
	倉庫（作業場でも製品・部品置き場の部分は倉庫とみなす）	△
	製造関連でないもの	
	営業部分の事務室	×
工場と別棟	営業に関連・付随する部屋等（ショールーム）	×
	食堂等テナントに貸し付けている施設	×
	機械室（工場用の耐用年数を用いるものに限る）	○
	工場の構内にある駐輪場・守衛所・詰所等（同上）	○
	事務棟・管理棟	×
	職員宿舍	×
	倉庫	×

- 製造の用に供する施設（○印）のみが対象となります。
ただし、1棟のうちに製造の用に供する施設以外のものがある場合には、建物面積のうち（○印）の施設の面積が50%以上である場合には、製造関連施設（△印）も対象となります。50%未満の場合には、（○印）の施設のみが対象となります。
- （×印）の施設は対象外です。